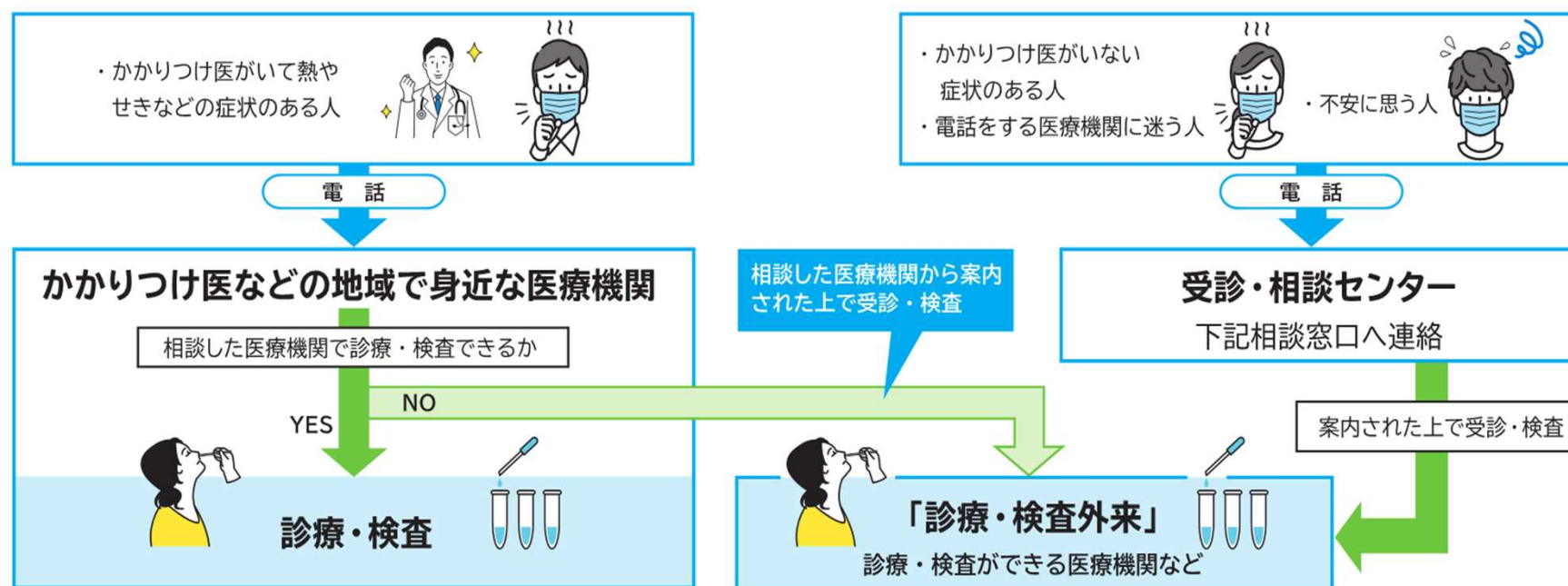


インフルエンザ流行期における相談体制の整備について

受診方法【受診の前にまずは電話を】



相談窓口

県受診・相談センター

前橋市にお住まいの方は

高崎市にお住まいの方は

☎ 0570 - 082 - 820 11/1から24時間対応

☎ 027 - 220 - 1151

☎ 027 - 381 - 6112

発熱患者等からの電話相談の受付

■ 2つの相談窓口

- ▶ 発熱患者等は、かかりつけ医等の医療機関に電話し、**診療・検査の受診予約**をする。

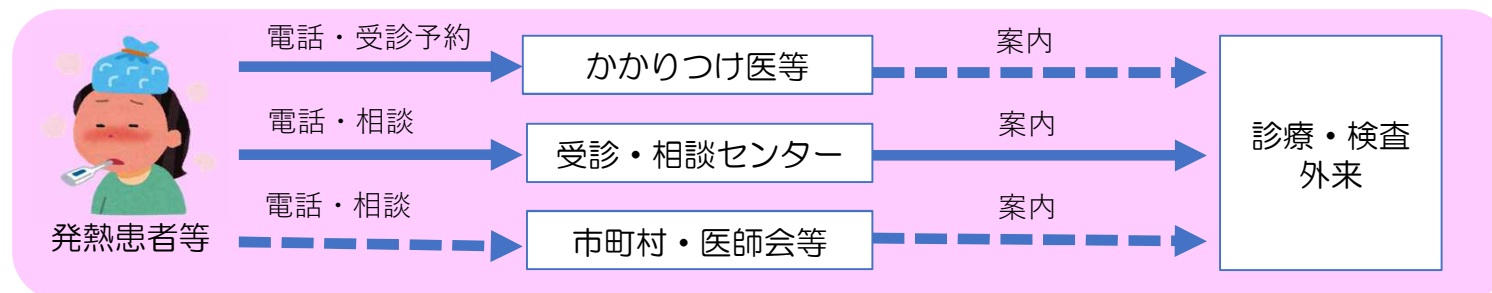
かかりつけ医等が「診療・検査外来」の指定を受けていない医療機関（発熱者等を積極的に診ることができない医療機関等）であっても、原則として診療を行い、必要により「診療・検査外来」を案内する。

- ▶ かかりつけ医等がない、受診に迷う場合は、**受診・相談センターに電話相談**する。

「診療・検査外来」を案内するほか、一般的な健康相談、衛生指導等に対応する。

■ 協力体制

- ・ 2つの相談窓口のほか、全市町村、地域によっては郡市医師会や消防本部が診療・検査外来を案内する。
- ・ 市町村では案内業務のほか、一般的な健康相談、衛生指導等を行う。



受診・相談センターの設置・運営

■群馬県の対応

- ▶ 名称 群馬県受診・相談センター（県保健所10カ所）
- ▶ 対応 県受診・相談センターの電話相談の代表窓口として「県受診・相談コールセンター」を設置（業務委託）し、24時間体制で電話相談に対応する。
- ▶ 業務開始 令和2年11月1日（日）9：00～

相談窓口（受診・相談センター）

■県受診・相談センター

【24 時間対応】 ☎0570-082-820

11月1日
から
24時間対応

※前橋市、高崎市に在住の人は住所地の保健所にご相談ください

■前橋市保健所

【午前8時30分～午後9時】 ☎027-220-1151

■高崎市保健所

【月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分】

☎027-381-6112

【上記以外の時間】

県受診・相談センターにご相談ください

■中核市の対応

- ▶ 前橋市受診・相談センター（前橋市保健所）
 - ・平日及び土日8：30～21：00 市保健所において電話相談対応
 - ・夜間21：00～8：30 県受診・相談コールセンターにて電話相談対応
- ▶ 高崎市受診・相談センター（高崎市保健所）
 - ・平日8：30～17：15 市保健所において電話相談対応
 - ・土日及び夜間17：15～8：30 県受診・相談コールセンターにて電話相談対応

■県受診・相談コールセンターの体制

- ▶ 業務体制
 - ・昼（9:00～21:00）6回線
 - ・夜（21:00～9:00）2回線 + 中核市分
- ▶ 対応
 - ・「診療・検査外来」のリストにより、最寄りの医療機関を紹介
 - ・オペレータのほか看護師等の専門職を常時配置し、一般相談に対応